

# 建築基準法に基づく定期報告制度について

建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造および建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません。（建築基準法第8条）

建築物の所有者、管理者は、建築物の安全性の確保のため、定期に、1級建築士、2級建築士等の有資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（管轄の土木事務所または福井市）に報告しなければなりません。（建築基準法第12条）

定期報告がなされない場合は100万円以下の罰金に処するとされています。（建築基準法第101条）

令和3年4月1日から、定期報告制度が変わります。

- 対象となる建築物を建築基準法施行令第16条第1項に規定する用途・規模に変更  
(対象外となる事例：学校、保育所など就寝用途の無い児童福祉施設等、対象用途が避難階のみにあるもの 等)
- 建築物の報告間隔を令和5年を初年とする3年ごとに変更
- 建築物および建築設備等の報告時期を7月～12月に変更
- 調査・検査の有効期限を報告前6ヶ月に変更

## ●報告先、お問合せ先

建築物所在地	土木事務所名等	土木事務所等住所	問合せ先電話番号
永平寺町	福井土木事務所 建築営繕課	〒910-0853 福井市城東4丁目28-1	0776-24-5179
あわら市坂井市	三国土木事務所 建築課	〒913-8511 坂井市三国町水居17-45	0776-82-1110
大野市勝山市	奥越土木事務所 建築課	〒912-0016 大野市友江11-14	0779-66-8138
越前市南越前町池田町	丹南土木事務所 建築課	〒915-0882 越前市上太田町42-1-1	0778-23-4538
鯖江市越前町	丹南土木事務所 鯖江丹生土木部 建築課	〒916-0133 丹生郡越前町気比庄3-17	0778-34-0464
敦賀市美浜町若狭町（旧三方町の地域）	嶺南振興局 敦賀土木事務所 建築課	〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-36	0770-22-5486
若狭町（旧上中町の地域） 小浜市 おおい町 高浜町	嶺南振興局 小浜土木事務所 建築課	〒917-0241 小浜市遠敷1丁目101	0770-56-5914
福井市	福井市建築指導課	〒910-0005 福井市大手3丁目10-1	0776-20-5574

## ●定期報告対象の建築物

用途	規模（次のいずれかに該当するもの）	報告時期
建築基準法施行令第16条第1項に掲げる建築物		
劇場 映画館 演劇場	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が3階以上の階にあるもの</li> <li>客席の床面積の合計が<math>200\text{ m}^2</math>以上のもの</li> <li>主階が1階にないもの</li> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が地階にあるもの</li> </ul>	
観覧場 公会堂 集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が3階以上の階にあるもの</li> <li>客席の床面積の合計が<math>200\text{ m}^2</math>以上のもの</li> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が地階にあるもの</li> </ul>	
病院 有床診療所 旅館 ホテル 就寝用福祉施設※ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が3階以上の階にあるもの</li> <li>2階にある対象用途の床面積の合計が<math>300\text{ m}^2</math>以上のもの</li> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が地階にあるもの</li> </ul> <p>※就寝用福祉施設：サービス付き高齢者向け住宅、認知症GH、障害者GH助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設 等</p>	令和5年7月～12月 (以降3年ごと)
体育館 スポーツの練習場 博物館 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が3階以上の階にあるもの</li> <li>対象用途の床面積が<math>2,000\text{ m}^2</math>以上のもの</li> </ul>	
飲食店 物販店 展示場 キャバレー 遊技場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が3階以上の階にあるもの</li> <li>2階にある対象用途の床面積の合計が<math>500\text{ m}^2</math>以上のもの</li> <li>対象用途の床面積が<math>3,000\text{ m}^2</math>以上のもの</li> <li>対象用途（床面積の合計が<math>100\text{ m}^2</math>超の部分）が地階にあるもの</li> </ul>	

※対象用途が避難階のみにある場合は対象外

## ●定期報告対象の建築設備

設備の種類	規模	報告時期
建築設備	特定行政庁が指定する建築設備（定期報告対象建築物に設置されたもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>換気設備</li> <li>排煙設備</li> <li>非常用の照明装置</li> </ul>	毎年 7月～12月
昇降機	建築基準法施行令第16条第3項第1号に掲げる昇降機 <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター</li> <li>エスカレーター</li> <li>フロアタイプの小荷物専用昇降機</li> </ul>	毎年 檢査済証交付日の属する月の翌月
防火設備	建築基準法施行令第16条第3項第2号に掲げる防火設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告対象建築物に設置されたもの</li> <li>病院、有床診療所、就寝用福祉施設のうち、対象用途の床面積が<math>200\text{ m}^2</math>を超える建築物に設置されたもの</li> </ul>	毎年 7月～12月

## ●定期報告対象の工作物

工作物の種類	規模	報告時期
工作物	建築基準法施行令第138条第2項に掲げる工作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>観光用エレベーターおよびエスカレーター</li> <li>高架の遊戯施設（コースター等）</li> <li>原動機を使用し回転運動をする遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車 等）</li> </ul>	毎年 檢査済証交付日の属する月の翌月